

令和5年度

学校いじめ防止基本方針

「いじめ」をしない、させないために



Yachimata Kita
Junior High School

八街市立八街北中学校

1 はじめに

学校教育において、今「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。急速な情報技術の発展により、インターネットやスマートフォンを利用して、特定の子どもが悪口や誹謗中傷等を書き込む問題が生じ、いじめはますます複雑化を見せている。

学校では、いじめ根絶に向けた取組として、これまで定期のアンケート調査（年3回）の他に、教育相談週間の中で学校生活に関するアンケート調査を実施しています。すべての生徒が安心・安全に学校生活を送れるよう、これらの調査を基に、面接や具体的な指導、さらには家庭への連絡などを丁寧に行い、いじめの未然防止と早期発見・早期解決を図ることに努めてきた。

しかし、現状を見ると、周囲の大人には見えにくいいじめを受け、日々苦しい思いをしている子どもたちの存在が懸念される。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる。いじめから子どもたちを救うために、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも起こり得るものである」との認識をもつことが大切である。また、いじめ問題に対し、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

そこで、平成25年6月に制定されたいじめ防止対策推進法を受け、今一度すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、組織として問題に取り組むため、「学校いじめ防止基本方針」を作成した。**また、千葉県では平成29年11月に改定基本方針が発表され、「学校いじめ防止基本方針」の見直しをした。学校においても行ってきた。**管理職はもとより、学級担任をはじめ全教職員が熟読し、すべての生徒が安全・安心な学校生活を送れるよう、いじめが行われなくなることを旨としていかなければならない。

学校では、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校・保護者・地域が一体となって、連携を取りあい、「いじめ」のない学校づくりを目指す。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（第二条）より

いじめの禁止 「児童生徒等は、いじめを行ってはならない。」

*いじめは人間として、絶対に許されないという強い認識を持たせる。

*加害者のみならず、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめの行為と同様に許されないという姿勢をしっかりと示していく。

☆いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたって、「いじめ問題」にどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組む。いじめには様々な特質があり、以下の

①～⑥は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本認識である。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、絶対に許されないという認識を学校全体でもつ。
- ③ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ④ いじめは大人には気づきにくいところで行われていることが多く発見しにくい。
- ⑤ いじめは学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑥ すべての教職員が正しいいじめ理解、適切ないじめ対応に向かえるようになる。

たった一人の教職員の不適切な理解が、いじめ行為の見過ごしや見逃しにつながりかねない。また、一部の教職員の不適切な言動が、いじめを容認するものと生徒に受け止められ、加害者側の行為をエスカレートさせたり、被害者側に教職員に相談することをためらわせたりしかねない。

*生徒指導リーフ「いじめ理解」から

3 いじめの態様

いじめとは

代表的な行為は、からかい・いじわる・いたずら・嫌がらせ・陰口や無視などで、事件化した事案のように激しい暴行や傷害を伴うものは例外的です。個々の行為だけを見れば、好ましくはないものの、”ささいなこと”、日常的によくあるトラブルという点が特徴です。

しかし、そうしたささいに見える行為をしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつのり、時に死を選ぶほどに被害者が追い込まれることから、いじめを問題視していく必要があるのです。

ささいに見える行為の累積がもたらす甚大な精神的被害という”目に見えにくい”攻撃行動に適切に対応するには、行為自体が”目に見えやすい”「暴力」とはしっかりと区別して考えていく必要があります。

生徒指導リーフ 【いじめの理解】 Leaf. 7

※改定基本方針では、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、心身の苦痛を感じていれば、法の定義のいじめに当てはまることから、いじめを認知することになった。

いじめ調査におけるいじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、毅然とした対応を取ることが必要である。

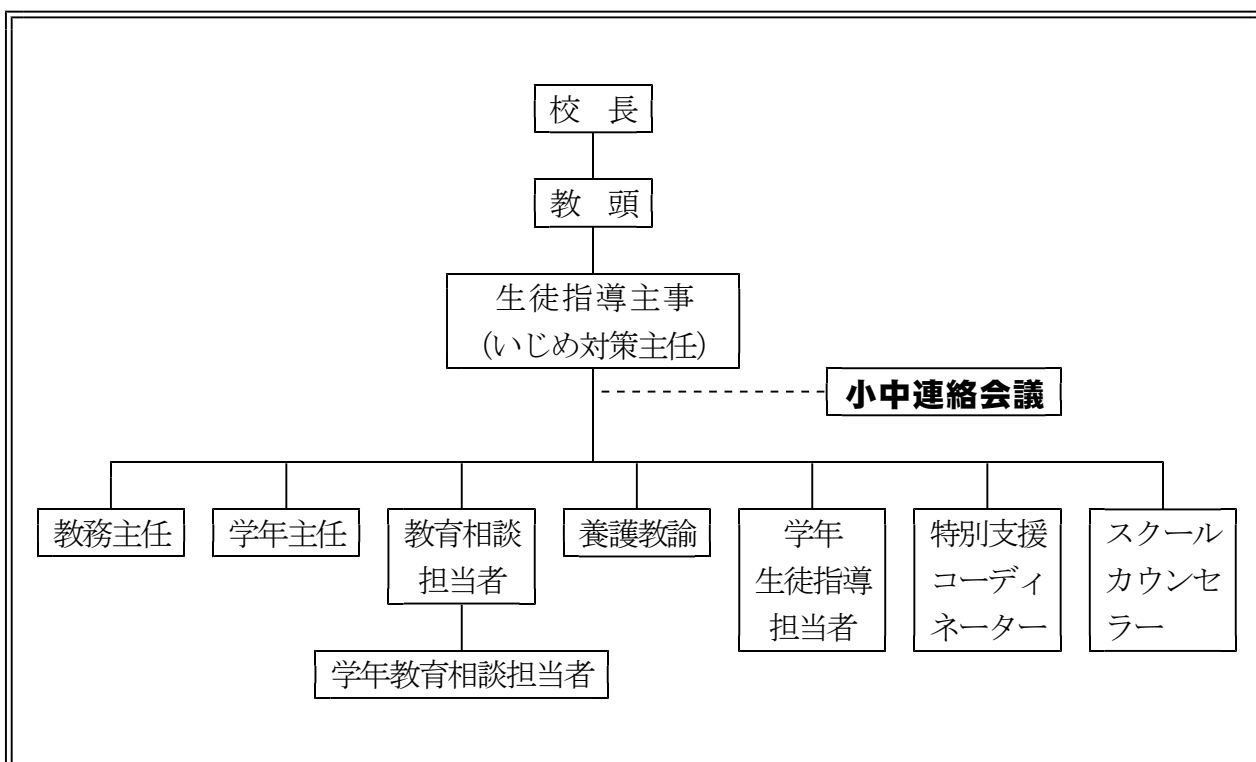
「区 分」

「抵触する可能性のある刑罰法規」

- ① 言葉での脅し、冷やかしやからかい・・・脅迫、名誉毀損、侮辱
- ② 仲間はずれ、集団による無視
・・・刑罰法規には抵触しないが、毅然とした対応が必要
- ③ 暴力を振るう・・・・・・・・・・・・・・・・・・暴行、傷害
- ④ 金品をたかられる・・・・・・・・・・・・・・・・恐喝
- ⑤ お節介、親切の押しつけ・・・・・・・・・・強要
- ⑥ SNS、ブログ、プロフ、HP 掲示板による誹謗中傷・・・名誉毀損、侮辱
- ⑦ その他
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・・・・・・・・窃盗、器物損壊
新型コロナウイルス感染症等の病気に対しての誹謗中傷

4 学校いじめ対策の組織

組織名 【八街北中学校いじめ対策委員会】



※学校評議員には、学校評議員会議でいじめについての情報や意見を集約しておく。

(1) いじめ対策会議

○メンバー

校長、教頭、教務主任、いじめ対策主任（生徒指導主事）、学年主任、教育相談担当者、養護教諭、特別支援コーディネーター、※学校評議員

- ・最低学期に1回程度開催。
- ・学校いじめ基本方針の策定の中心組織。
- ・具体的な年間計画等の作成、見直し。
- ・いじめの相談、通報窓口。
- ・学校のいじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるかのチェック。

(2) 教育相談部会（日常的な担当者会議）

○メンバー

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当者、学年教育相談担当者、養護教諭、特別支援コーディネーター、適応指導教室担当者、スクールカウンセラー
市教委訪問相談員

- ・1週間に1回開催する。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の長欠問題などに係る情報の収集と対策。

(3) 生徒指導部会（日常的な担当者会議）

○メンバー

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当者、養護教諭、市教委指導主事、スクールカウンセラー、市教委訪問相談員

- ・1週間に1回開催する。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録。
- ・来週の重点事項の確認等。
- ・いじめ相談窓口としての役割。

(4) いじめに関わる情報があった時の緊急会議

○メンバー

校長、教頭、教務主任、いじめ対策主任（生徒指導主事）、学年主任
教育相談担当者、養護教諭、特別支援コーディネーター

- ・適宜開催する。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録。
- ・今後の対策・方針について検討等。

※教職員がいじめの情報を学校内で共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反することになる。

※いじめ対策会議を実施する場合は、学校日誌にも記入する。

5 いじめの未然防止

＜未然防止の考え方＞

未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。

学校として特に配慮が必要な生徒（下記①～⑤）については、教職員が個々の生徒の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行う。

- ①発達障害を含む、障がいのある生徒。
- ②海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚ほ保護者を持つなどの海外につながる生徒。
- ③性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒。
- ④震災に伴う災害によって避難している生徒。
- ⑤新型コロナウイルス感染症等に感染した生徒や家族。濃厚接触者や関連生徒。

居場所づくりと絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていくことにより、すべての生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれるならば、仮に生徒が様々なストレス（ストレスをもたらす要因）に囲まれていたとしても、いたずらにストレスにとらわれることは減る。そして、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らがつくりだしていくことができ、未然防止の第一歩となる。

(1) より良い集団づくり

学級集団は学校教育全ての目標が総合的に具体的に展開される場であることを認識し、「主体的に学習する態度（知）」、「思いやりのある豊かな心（徳）」、「健やかな身体（体）」等の教育活動が円滑に展開されるよう「話し合い活動」を図っていく。この話し合い活動によって集団が向上してお互いに個の存在を認め合い、いじめのない（いじめが起こりにくい）集団づくりを展開していく。

(2) 居場所づくり

「居場所づくり」とは、生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供することを指している。すなわち、教職員が生徒のためにそうした「場づくり」を進めることであり、生徒はそれを享受する存在と言える。

○教職員の働きかけ

- ・課題を抱えている生徒に寄り添う。
- ・人間関係に悩む生徒の相談にのる。
- ・間違ったり失敗したりしても笑われない学級にする。

このような働きかけによって生徒相互に「安心感」や「親密感」が期待できる。

*教育支援教室（きらめき学級）の利用

(3) 絆づくり

「絆づくり」とは、主体的に取り組む共同的な活動を通して、生徒自らが「絆」を感じ取り、紡いでいくことを指している。「絆づくり」を進めるのは生徒自身であり、教職員に求められるのはそのための「場づくり」、いわば黒子の役割と言える。すなわち、日々の授業や行事等において、すべての生徒が活躍できる場面を実現することが「絆づくり」といえる。

○生徒の主体的な参加による活動

- ・ 新入生を迎える会の企画・運営
- ・ 給食の準備や片付けの手伝い
- ・ 校歌指導
- ・ 縦割り兄弟学級における体育祭・合唱コンクールでの活動
- ・ 3年生を送る会における企画・運営
- ・ 小中交流活動（歌声・部活動）における運営

このような生徒が主体的に取り組む共同的な活動に取り組むことで、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を生徒が感じとれる”絆づくり”が期待できる。

(4) いじめ防止のための授業改善

すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善であれば、学力向上はもちろん、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止につながる。

授業づくりにおいて、どの生徒にとっても**安心して学べる学級づくり、分かりやすい授業づくりを行う際の、3つのポイント**として…

- ①生徒に「自己決定の場」や機会をより多く用意し、生徒が自己実現の喜びを味わうことができるようにすること。
- ②生徒に「自己存在感」を与えること。
- ③教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の「共感的人間関係」を育成すること。

いじめ防止のための「分かる授業」のほかに、**授業中の規律問題**なども、互いの授業を見せ合うことによって改善・解決することができる。

- ①チャイムが鳴る2分前に着席するという習慣
- ②授業中の正しい姿勢の徹底
- ③発表の仕方や聞き方指導

授業に関連して教師が注意すべき点には、

- ①教師の不適切な認識や言動
- ②差別的な態度や言動は、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりする例も見られるので注意する。

(5) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳科の授業が大きな力を発揮する。

いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、させない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

生徒が心を揺さぶられる教材や資料に出会い、「やさしさ」や「思いやり」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめ防止につながると考えられる。

(6) 体験活動の充実

生徒が自己と向き合い、他者、社会との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。

- ・ 校外学習
- ・ 職場体験
- ・ 幼児ふれあい体験
- ・ 体験型環境学習
- ・ 福祉ボランティア体験
- ・ 伝統文化芸術体験

(7) 保護者・地域住民への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会、学区連絡協議会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、HP、学校・学年だより等による啓発活動を積極的に行う。

(8) 関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導主事を中心に、日頃から学校や地域の状況についての情報交換を大切にする。

①教育委員会との連携について

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察や福祉関係者、弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期解決を目指す。

保護者から学校を変更したい旨の申し出があれば、市町村教育委員会と十分に協議する。

②警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にも必要に応じて学校警察連絡協議会等を開催し、相互に協力する体制を整えておく。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応する。生徒の生命、身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する。

③地域関係機関との連携について

いじめた生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の要因が考えられる場合には、市長部局（子育て支援課・社会福祉協議会）、民生委員や主任児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

(9) いじめの防止等のための教職員研修の充実

学校においては、校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図る。

- ・いじめ問題について、全ての教職員で共通理解を図るための研修
- ・様々なスキルや指導力を身につけるための研修
- ・いじめの認知能力を高めるための研修
- ・スクールカウンセラー等の専門家を講師とした研修
- ・事例研修
- ・SNSを通じて行われるいじめに対する研修

(10) 年間計画

| | 学 校 行 事 | いじめ問題に関する年間計画 |
|-----|---|---|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・対面式 ・学区合同研修会 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校間、学年間の情報交換 ・いじめに関わる共通理解（職員研修） ・生徒会における【いじめゼロ宣言】※集会形式 ・学級会「話し合い活動」 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・体育祭 ・あいさつ運動 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校間、学年間の情報交換 ・定期的なアンケートの実施・定期教育相談 ・学級会「話し合い活動」 ・小中合同あいさつ運動 |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・定期テスト ・教育相談 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校間、学年間の情報交換 ・定期的なアンケートの実施、定期教育相談 |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・三者面談 ・印旛郡市総合体育大会 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート ・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認） ・学級会「話し合い活動」 |
| 8月 | | <ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会【事例研究】 |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行 ・印旛郡市新人大会 ・定期テスト ・あいさつ運動 | <ul style="list-style-type: none"> ・学級会「話し合い活動」 ・小中合同あいさつ運動 |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・生徒会役員選挙 ・友輝祭 | <ul style="list-style-type: none"> ・定期的なアンケートの実施、定期教育相談 ・学級会「話し合い活動」 |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・校外学習 ・定期テスト | <ul style="list-style-type: none"> ・学級会「話し合い活動」 |
| 12月 | | <ul style="list-style-type: none"> ・人権週間 ・いじめアンケート ・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認） ・学級会「話し合い活動」 |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 | <ul style="list-style-type: none"> ・学級会「話し合い活動」 |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・定期テスト | <ul style="list-style-type: none"> ・学級会「話し合い活動」 |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・3年生を送る会 ・卒業式 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート ・いじめ対策会議の実施（評価） ・学級会「話し合い活動」 |

6 いじめ早期発見のための措置

(1) 早期発見の基本について

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人の気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

(2) 日々の観察における早期発見の手立て

気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見えるものも気になる行為があった等の場合、5W1H（いつ、どこで、だれが、誰と、何を、どのように）を共有できるようにする。得られた情報等を集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。

(3) 生徒のささいな変化に気づくために

朝の出席確認や授業開始時に、一人一人の顔を見て声を聞くということも大切にする。また、学級日誌や生活ノート等の記述から情報を得て、教職員と生徒の関係づくりを強化する。また、保健室や教科担任と連携を図り、ささいな変化を見逃さない。

(4) 定期的なアンケート調査の実施

アンケート調査の実施は7月・12月・3月に行う。アンケートを自宅に持ち帰り、生徒と保護者でアンケートに記入し、封筒に入れて学級担任に提出をする。担任は「いじめられている友達を見たことがあるか。」「現在いじめにあっているか。また、以前にいじめにあっていたか。」という項目についてすぐに確認をし、該当する点があったならば、本人に聞き取りを行う。いじめと認知した場合には、すぐにいじめ対応の手順に沿って対応できるようにする。

(5) 相談体制の整備

定期的な教育相談月間（5月・9月）を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施する。また、日常の生活の中での教職員の声かけ（チャンス相談）等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。生徒から相談を受けながらも対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避ける。

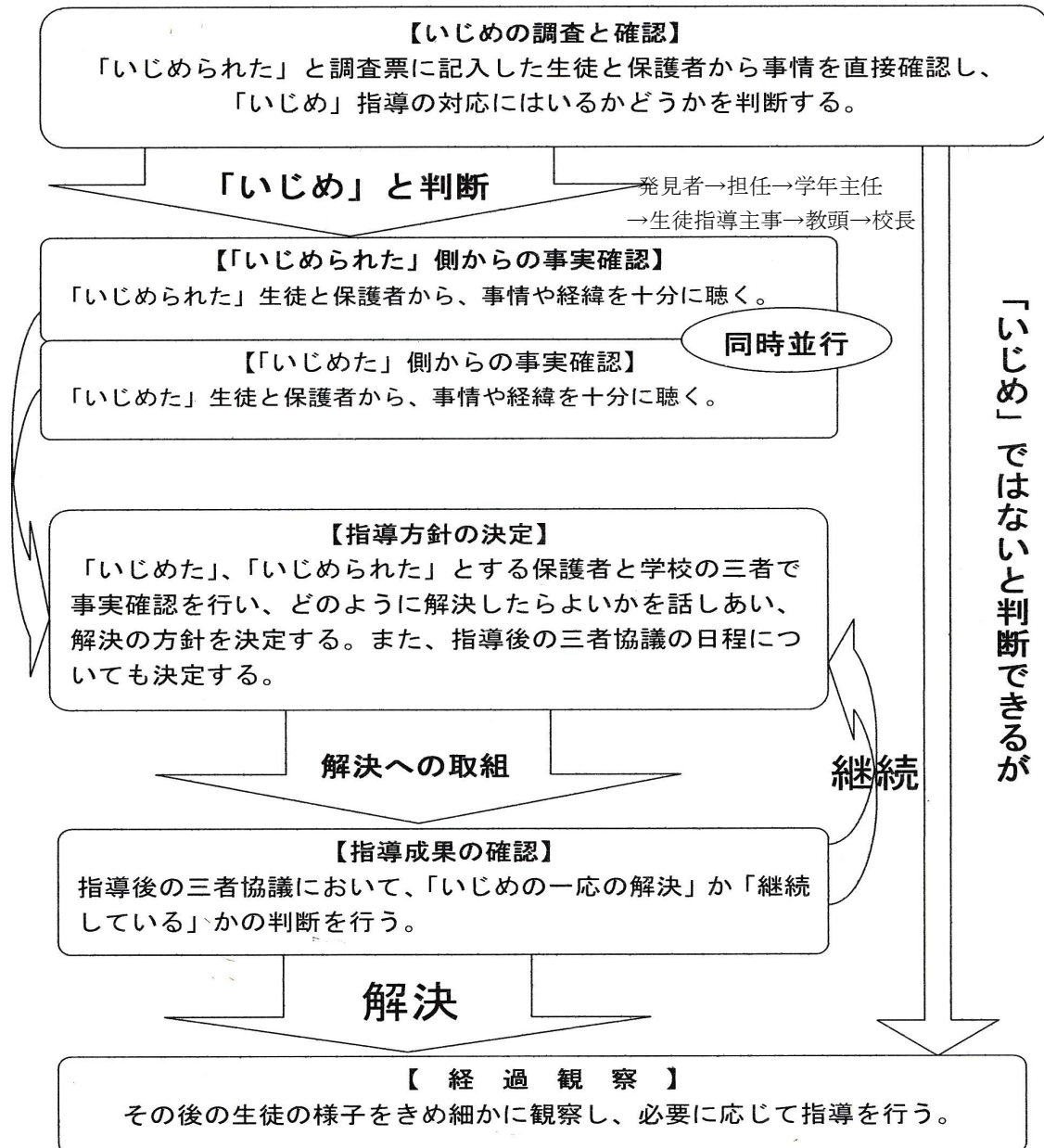
| | |
|------------------------|--------------|
| ・八街北中学校 | 043-442-8101 |
| ・八街市教育相談ダイヤル | 043-310-5017 |
| ・千葉県子どもと親のサポートセンター | 0120-415-446 |
| ・24時間子どもSOSダイヤル | 0120-0-78310 |
| ・千葉県警察少年センター（ヤングテレフォン） | 0120-783-497 |
| ・子どもの人権110番 | 0120-007-110 |

7 早期対応（個別のいじめに対して講ずべき措置）

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

八街北中学校 いじめの解決に向けたステップ



※「解決」は3か月を目安に考える。

(2) ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、生徒のパソコンや携帯電話・スマートフォン等を管理する保護者と連携した取組を行う。

早期発見には、メールを見たときの表情の変化や機器の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者と連携する。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応する。

(3) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。国にいじめ基本方針には、いじめが「解消している」状況について示されている。ただし、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとしている。

① いじめに係る行為が止んでいること

心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、被害の重大性や状況から目安にかかわらず、その期間を改めて設定し状況を注視する。

② 本人及び保護者へ面接で確認すること

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認をする。

※①②を確認の上、解消とする。

8 重大事態への対処

重大事態とは、

- ① 生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・自殺を企図した場合、身体・金品等に重大な被害を負った、
 - ・精神性疾患を発症した場合
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（目安30日）

重大事態の疑いがあると認める場合、これを「重大事態」として教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などについて、対応を相談する。

重大事態の発生時にはまだ、それが「いじめによる」ものか判断できないかもしれないが、重大事態の「疑い」があった場合や、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったら、すぐに教育委員会に報告・相談する。

(1) 事実関係を明確にするための調査

① 発生した場合の連絡体制

- ・発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長
- ・校長（通常は教頭）→教育委員会→教育長→市長

*必要に応じて警察等関係機関にためらわず一報を入れ、その後文書により報告する。

②発生した場合の初動について

- ・「学校いじめ対策委員会」を招集し、調査にあたる。
- ・いじめ行為の事実関係を明確にする。
 - ア：いつ頃から　イ：誰から行われ　ウ：どのような態様であったか
 - エ：いじめを生んだ背景や生徒の人間関係にどのような問題があったか
 - オ：学校・教職員がどのように対応したか
- ・いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先する。

(2) 調査に関わるいじめを受けた生徒・保護者への必要な情報の提供

- ・調査の結果について、丁寧に説明する。

9 学校評価

- ・ **学校のいじめに対する取り組みの実施状況について学校評価の項目に設定する。**
- ・年度毎にいじめに関しての統計や分析を行い、これに基づいた対応する。
- ・年度の反省により、学校いじめ防止基本方針の見直し規定を行う。

市の花／ひまわり



【ひ】 かり輝く
【ま】 わりを照らす
【わ】 たしもあなたも
【り】 っぱに育てよ

平成27年9月1日改訂
平成28年3月1日改訂
平成29年3月1日改訂
平成30年4月1日改訂
平成31年4月1日改訂
令和2年4月1日改訂
令和2年6月1日改訂
令和4年4月1日改訂